

静岡県弁護士会・静岡大学 共催

## ベトナム法セミナー

～法制度の構築と支援（日本による法整備支援の経緯など）～

★法律関係者に関係なく、企業の方でもどなたでも参加できます★

旅先としても人気上昇し、日本人にとっても身近な存在となりつつあるベトナム。日本は、JICAが主体となって、1990年代から、ベトナムの法整備に助力してきました。

静岡県弁護士会と静岡大学は、ベトナムの法制度について知る機会を作るため、ベトナム法の研修会を行うことにしました。

ベトナムの市場が開放され、日本企業の進出も進んでいる昨今ですが、企業の方にとっても、相手国の内情を知る好機になると思います。

貴重な機会ですので、普段法律に携ることのない方も、奮ってご参加ください。

- ◇講師: 静岡大学 地域法実務実践センター 教授 土生 英里 先生
- ◇日時: 2019年（令和元年）9月9日（月）午後5時から2時間程度
- ◇場所: 静岡県弁護士会館（静岡県法律会館） 3階

〒420-0853 静岡市葵区追手町 10-80

※静岡地方裁判所の構内になります。

※恐れ入りますが自動車は駐車できませんので、近隣の駐車場をご利用いただけましたら幸いです。

- ◇参加資格: **どなたでも参加可能です**
- ◇参加費: **無料**
- ◇持ち物: **不要**
- ◇問い合わせ先: 静岡県弁護士会 国際交流委員会 委員長 山下善弘

（山下善弘法律事務所 電話 054-273-9600）

ご参加の方は、静岡県弁護士会あてにFAXいただきますようお願いいたします。

-----切り取り不要 このまま FAX ご返送ください-----

★参加希望の方は、8/9（金）までに 静岡県弁護士会宛にFAXでご返送ください。

静岡県弁護士会あて FAX 054-252-7522

ベトナム法セミナー（9月9日）に参加します。

※急遽ご欠席の場合でも、事前連絡は不要です。

お名前 \_\_\_\_\_

ご所属 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_